

特殊法人の独立行政法人化等に伴う政府出資額の増減について

旧法人名	住宅金融公庫	政府出資額	253,700,000,000円												
新法人名 (業務承継法人名)	独立行政法人住宅金融支援機構	政府出資額	253,700,000,000円												
組織変更年月日 (業務承継年月日)	平成19年4月1日	増減額	0円												
政府出資額が増減することの根拠法令	<p>独立行政法人住宅金融支援機構法（平成17年法律第82号）（抄） 附則 （公庫の解散並びに権利及び義務の承継等） 第3条 住宅金融公庫（以下「公庫」という。）は、機構の成立の時ににおいて解散するものとし、その一切の権利及び義務は、次項の規定により国が承継する資産を除き、その時ににおいて機構が承継する。 2～5 （略） 6 第1項の規定により機構が公庫の権利及び義務を承継したときは、その承継の際、政府から公庫に出資されている出資金に相当する金額のうち次の表の上欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものは、それぞれ、政府から機構に対し同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとし、機構が承継する同表の上欄に掲げる業務に係る資産の価額から当該業務に係る負債の金額及び同表の下欄に掲げる業務に充てるべきものとして出資されたものとした金額の合計額を差し引いた額は、それぞれ、同欄に掲げる業務に係る勘定に属する積立金又は繰越欠損金として整理するものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>公庫の業務</th> <th>機構の業務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる業務</td> <td>第十七条第一号に掲げる業務</td> </tr> <tr> <td>旧公庫法第二十六条の二第一項第三号に掲げる業務</td> <td>第十七条第二号に掲げる業務</td> </tr> <tr> <td>旧公庫法第二十六条の二第一項第一号に掲げる業務</td> <td>第十七条第三号に掲げる業務</td> </tr> <tr> <td>旧公庫法第二十六条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務</td> <td>第十七条第四号に掲げる業務</td> </tr> <tr> <td>旧公庫法第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務</td> <td>附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務</td> </tr> </tbody> </table> <p>7 （略） 8 第6項の資産の価額は、機構の成立の日現在における時価を基準として評価委員が評価した価額とする。 9～10 （略）</p>			公庫の業務	機構の業務	旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第一項第三号に掲げる業務	第十七条第二号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第一項第一号に掲げる業務	第十七条第三号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務	第十七条第四号に掲げる業務	旧公庫法第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務	附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務
	公庫の業務	機構の業務													
旧公庫法第二十六条の二第一項第二号に掲げる業務	第十七条第一号に掲げる業務														
旧公庫法第二十六条の二第一項第三号に掲げる業務	第十七条第二号に掲げる業務														
旧公庫法第二十六条の二第一項第一号に掲げる業務	第十七条第三号に掲げる業務														
旧公庫法第二十六条の二第一項各号に掲げる業務以外の業務	第十七条第四号に掲げる業務														
旧公庫法第二十六条の二第一項第四号に掲げる業務	附則第七条第五項に規定する既往債権管理業務														
政府出資額が増減した理由															
備考															